

○大阪市空家等対策協議会条例

平成 27 年 12 月 18 日

条例第 107 号

大阪市空家等対策協議会条例を公布する。

大阪市空家等対策協議会条例

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 8 条第 1 項に規定する協議会として、本市に大阪市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、市長及び委員 20 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第 5 条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(施行の細目)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 13 日施行、告示第 1632 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

○大阪市空家等対策協議会条例施行規則

平成 27 年 12 月 18 日

規則第 216 号

大阪市空家等対策協議会条例施行規則を公布する。

大阪市空家等対策協議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市空家等対策協議会条例(平成 27 年大阪市条例第 107 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第 2 条 大阪市空家等対策協議会の庶務は、東住吉区役所、市民局、計画調整局及び都市整備局において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 26 日規則第 107 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 25 日規則第 87 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 24 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 5 月 31 日規則第 94 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 11 月 1 日規則第 129 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 26 日規則第 96 号)

この規則は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 26 日規則第 82 号)

この規則は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 25 日規則第 80 号)

この規則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 25 日規則第 78 号)

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。